



厚生労働省
群馬労働局発表
平成30年1月30日

担 当	職業安定部職業対策課
	課長 鈴木 勉
	課長補佐 平沢 綾子
	電話 027(210)5008

草津白根山噴火による雇用調整助成金の利用について

～ 草津白根山噴火被害に伴う経済上の理由によって 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援します ～

平成30年1月23日に発生した草津白根山の噴火等、火山活動の活発化に伴う経済上の理由(風評被害を含む)により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、雇用調整助成金により休業手当、賃金の一部を助成するものです。

《雇用調整助成金の概要》

◆ 支給対象事業主

雇用保険適用事業所の事業主

◆ 主な支給要件

- 最近3か月間の生産量、販売量、売上高などの生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均値の雇用指標が、前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。 等

◆ 受給内容

- 休業等を実施した場合の休業手当または賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(中小企業の場合3分の2を助成)

◆ 受給手続き

- 実際に休業等及び出向を行うまえに「計画届」の提出が必要です。

※ 雇用調整助成金の支給に当たっては他にもいくつか要件がありますので、詳細については労働局もしくはハローワークにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

群馬労働局 職業対策課 前橋市大渡町1丁目10-7 TEL 027(210)5008
ハローワーク中之条 中之条町西中之条207 TEL 0279(75)2227